

2021 年

各 位

新日本法規出版株式会社

『農地六法 令和3年版』 他のご案内について
(監修 農林水産省経営局農地政策課)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、弊社出版物につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

弊社では、標記新刊図書を発刊いたしますのでご案内申し上げます。

ご希望の向きは、下記FAX申込書にて弊社までお申込みください。

謹言

FAX専用申込書 092-724-2312

書 籍 名	価 格 (税込)	送 料	部 数
(1121) 単行本 新年度版 ※8 月下旬発刊予定 農地六法 令和3年版	7,370 円	570 円	部
(5100164) 単行本 再案内 農地の承継・相続相談対応マニュアル	3,960 円	460 円	部
(5100138) 単行本 再案内 [改訂版] 農業委員・農地利用最適化推進委員必携 農地・農業の法律相談ハンドブック	4,070 円	460 円	部

※2 書籍または2 部以上お申し込みの場合、送料は弊社にて負担いたします。

※代金は、ご注文品に同封の請求書により、郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、
料金収納端末設置店にてお支払いください。また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専
用アプリ (PayPay と auPAY) でもお支払いいただけます。

◆上記のとおり代金後払いにて申し込みます。

年 月 日

ご住所 〒 ー

お名前 ㊞

ご担当

TEL () ー FAX () ー

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った
商品の相違による交換は、商品到着後 1 週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただいたお客様のお名前、ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けやダイレクトメールな
ど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。

公用請求条件

見積書 通
納品書 通
請求書 通
日 付 要・不要

(発行所) 新日本法規出版(株)福岡支社
〒810-8663 福岡市中央区大手門 3-3-13
TEL 092-771-0866
担当 山田克紀

(弊社事務処理欄)

支社	社員コード	担当者及び 実施No.	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
80	990135	山田 12176								

202107268000023

「農地法関連政省令・通知」を完全収録！

令和3年版

農地六法

監修 農林水産省経営局農地政策課

最新の
内容で発行！

ぜひこの機会に
お求めください。



農地行政の実務は
この一書で！

本年版の特色

遊休農地に関する措置が見直された「農地法の運用について」の制定について」等の改正などを反映させたほか、新たに2件の通知を収載するなど、実務に必要な法令・通知等を幅広く網羅した最新版です！

A5判・ケース付・総頁2,918頁
定価7,370円（本体6,700円）送料570円

 **0120-089-339** 受付時間 8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度(グリーン購入法適応)を使用しております。

総合法令情報企業として社会に貢献

 **新日本法規出版**

(2021.7)11211

掲載内容

第1編 相談対応の準備
第1章 相談対応
フローチャート
相談、相談後のサポート方法
1 相談の受付
2 相談時までの事前準備
3 相談対応
4 相談後のサポート方法の決定
【参考書式1】相談対応シート
第2章 相談対応に当たり必要な情報・資料の収集・調査
第1 農地をめぐる関連法規、制度を把握する
フローチャート
農地をめぐる関連法規、制度の把握
1 農地法関連法規・制度の把握
2 基本的な用語・制度の理解
3 生産緑地に関する制度の把握
第2 農地に関する資料収集・調査を行う
フローチャート
農地に関する資料
1 基礎資料の収集
2 役所調査
3 現地調査
第3 相続財産の概要を把握する
フローチャート
相続財産の概要の把握
1 財産把握・評価
第4 事業内容を把握する
フローチャート
事業内容の把握
1 農業及び農業関連事業の内容の確認
2 その他の事業等の内容の確認
第5 利用中の制度を把握する
フローチャート
利用中の制度の把握
1 農業経営に使える税制・補助金の概要の把握
2 利用中の制度の把握
第6 関係者（本人・相続人等）の状況・意向を把握する
フローチャート
関係者の状況・意向の把握
1 農業承継の意思確認
2 農業承継する相続人等がいる場合
3 農業承継する相続人等がない場合

第7 相続発生後の手続の流れ、農地の税務処理の概要を把握する
フローチャート
相続発生後の手続の流れ、農地の税務処理の概要の把握
1 相続開始
2 遺言等の有無の確認
3 遺産分割（協議・調停・審判等）
4 準確定申告・納付
5 相続税申告・納付
第2編 相続発生前の相談対応
（体系図）
第1章 農地の利用方法の決定
第1 農地の利用方法を検討する
フローチャート
農地の利用方法
1 相談時の聴き取りのポイント
2 「相続人」が「農地」として利用する場合
3 「相続人」が「農地」として利用しない場合
【コラム】ある農業者の決断（先相が喜ぶ農地の使い方を探して）
第2 相続税対策の方法を検討する
フローチャート
相続税対策
1 相続税の試算
2 生産緑地の追加指定
3 地積規模の大きな宅地
【コラム】広大地の評価
4 農業後継者への農地贈与（農地等の贈与税納税猶予制度）
【コラム】アパート経営と相続税
第2章 農地として自家利用する場合
第1 自家利用する際の検討事項を把握する
フローチャート
農地の所有権譲渡方法
1 相続人による農地の承継（相続人への農地の所有権譲渡方法等）
【コラム】農業承継者支援の制度
2 相続人以外による農地の継承（相続人以外への農地の所有権譲渡方法等）
3 所有権移転の具体的手続
【コラム】農業次世代人材投資資金の利用

【参考書式2】
農地法第3条の規定による許可申請書
【参考書式3】
登記申請書
第2 多様な自家利用方法を検討する
フローチャート
後継者の就業時期と農業展開方法
1 一時貸借（農地の定期借地）
【コラム】孫就農が増えている
2 農業の法人化
【コラム】農地の資産凍結リスクと民事信託の可能性
第3章 他の農業等へ農地として利用権を設定する場合
第1 農地を貸し出す
フローチャート
利用権設定方法の選択
1 農地の貸し出し等をする際の検討事項
【コラム】農地の賃借料設定の手がかり
2 利用権設定の具体的手続
【参考書式4】
農地の賃借借約書（農地法3条）
【参考書式5】
農用地利用集積計画申出書類
【参考書式6】
農地の賃借借約書（生産緑地・都市農地賃借円滑化法）
第2 市民農園を開設する
フローチャート
市民農園の開設方法の選択
1 市民農園開設の手法の検討
2 市民農園開設の具体的手続
【コラム】田園住居地域
第4章 他の農業等へ農地として所有権移転する場合
フローチャート
所有権移転方法の選択
1 所有権移転の方法の確認
2 所有権移転の具体的手続
【コラム】農地法違反を正常化する際の課税
【参考書式7】農地売買契約書
第2 譲渡による影響を把握する
第5章 自己所有のまま農地以外に転用する場合

第1 自己所有のまま農地以外に転用する
（フローチャート）
自己所有のまま農地以外に転用する場合
1 自己所有のまま農地以外に転用する場合の検討事項
【コラム】
「現況宅地」「登記地目農地」の地目変更登記の実行
2 農地転用の具体的手続（農地法4条手続）
【参考書式8】
農地法第4条の規定による許可申請書
【参考書式9】
生産緑地買取申出書（さいたま市の例）
【参考書式10】
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書
第2 転用による影響を把握する
第6章 農地以外に転用する場合（転用を目的とした農地の譲渡）
第1 転用を目的として農地を譲渡する場合
フローチャート
転用を目的とした農地の譲渡方法の選択
1 転用を目的として農地を譲渡する場合の検討事項
2 転用の具体的手続（農地法5条手続）
【コラム】
農業委員会への許可申請協力請求訴訟（民事訴訟）と不許可取消し・許可義務付け訴訟（行政訴訟）
【参考書式11】
農地法第5条第1項の規定による許可申請書
【参考書式12】
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書（岡知市の例）
【参考書式13】登記申請書
第2 転用目的の譲渡の影響を把握する
第7章 農地の譲渡に伴う税金
（フローチャート）
農地の譲渡に伴う税金
1 長期譲渡・短期譲渡の判定
2 譲渡所得特別控除等の確認
3 譲受人の課税
第3編 相続発生後の相談対応
第1章 相続手続（権利関係の確定）

第1 相続発生後の相続関係調査を行う
1 相続人調査
【コラム】
判断能力に問題のある相続人等がいる場合
2 遺産調査
【コラム】相続発生後の資料・小作料
【参考書式14】
法定相続情報一覧図
第2 遺言がある場合の手続を確認する
（フローチャート）
遺言がある場合の処理
1 遺言の種類と有効性の確認
【コラム】遺言の利用状況
2 遺言分の処理
3 遺言と異なる相続をしたい場合の対応
第3 遺言がない場合（又は遺言の有無が不明）の手続を確認する
（フローチャート）
遺言がない場合の処理
1 遺産分割協議
2 遺産分割調停・審判
第4 負債等の相続処理を検討する
（フローチャート）
負債等の処理
1 負債がある場合の対応の検討
2 補助金等がある場合の手続の確認
第5 相続放棄の手続を確認する
（フローチャート）
相続放棄の手続と放棄後の対応
1 相続放棄を行うことの確認
2 相続人全員が相続放棄した後の対応
第6 相続に関するその他の手続
1 農業委員会への届出等の確認
2 各種契約当事者の変更
【参考書式15】
農地法第3条の3の規定による届出書
第2章 税務申告手続
第1 農業特有の相続税申告手続
（フローチャート）
農業特有の相続税申告手続
1 相続税申告義務の判定
2 農業特有の相続税申告手続
3 申告書の作成
【参考書式16】
相続税の申告書要様検討表

【参考書式17】
相続税の申告のためのチェックシート
第3章 農地の相続税納税猶予制度
第1 相続税納税猶予制度を理解する
（フローチャート）
相続税納税猶予制度の理解
1 相続税納税猶予制度の仕組み
2 納税猶予制度による相続税の計算
第2 納税猶予適用要件を確認する
（フローチャート）
納税猶予適用要件の確認
1 被相続人の要件
2 農業相続人の要件
3 対象農地の要件
4 申告手続の要件
【コラム】
税務署窓口における押印の取扱い
【参考書式18】
相続税の納税猶予に関する資格者証明書（大坂市の例）
【参考書式19】
特別農用地等の年報書（大坂市の例）
【参考書式20】
納税猶予の特例適用の農地等の該当証明書（大坂市の例）
【参考書式21】
担保提供書（農地等についての納税猶予用）
【参考書式22】
抵当権設定登記承諾書
第3 納税猶予制度利用後の手続を確認する
（フローチャート）
納税猶予制度利用後の手続
1 継続届出書の提出
2 納税猶予の打ち切り（期限の満了）
3 相続税の免除
【参考書式23】
引き続き農業経営を行っている旨の証明書（大坂市の例）
【参考書式24】
相続税の納税猶予の継続届出書
【参考書式25】
特別農地等の異動の明細書
【参考書式26】
特別農地等に係る農業経営に関する明細書
【参考書式27】
相続税の免除届出書
内附を一部変更することが認められますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8602 名古屋市中区東1丁目22番2号
 札幌支社 〒060-8602 札幌市中央区南1条西7丁目3号
 東京支社 〒100-8602 東京都千代田区千代田2丁目8番地
 大阪支社 〒540-8602 大阪府大阪市西区南堀江2丁目4番地
 福岡支社 〒810-8602 福岡市中央区南1区西1丁目4番地
 仙台支社 〒980-8602 仙台市青葉区中央1丁目1番地
 名古屋支社 〒460-8602 名古屋市中区東1丁目22番11号
 大宮支社 〒330-8602 埼玉県大宮区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8602 広島市中区南幸町1丁目9番9号
 福岡支社 〒810-8602 福岡市中央区南1区西1丁目1番11号
 京都支社 〒600-8602 京都市中京区大和大路1丁目13番13号
 (03) 21 3151001641

掲載内容

第1章 農業委員会に関する相談

- 1 農業委員と農地利用最適化推進委員の地位と役割とは
- 2 農業委員と農地利用最適化推進委員の権限等とは
- 3 人権法プランにおける農業委員会の役割
- 4 農地制度とは

第2章 農地に関する相談

- 第1 農地の種類等
- 5 農地上の農地とは
- 6 農地利用最適化推進委員の権限等とは
- 7 農地利用最適化推進委員の権限等とは
- 8 都市計画法と農地利用最適化推進委員の権限等とは
- 9 都市計画法と農地利用最適化推進委員の権限等とは
- 10 農地の売買や賃借をするための法律上の手続とは
- 11 登記名義が父である農地に於いて法定相続人が農地法3条の許可申請をすることは可能か
- 12 相続登記完了の後に耕作している農地を耕作したい
- 13 所有者が不明となった農地を耕作する方法は
- 14 農地を特定農地とする農地法の手続とは
- 15 農地法3条の許可の要件とは
- 16 農地法3条の許可の要件とは
- 17 農地法3条の許可の要件とは
- 18 農地法3条の許可の要件とは
- 19 共有農地の農地の処分を単独で所有権行使したい
- 20 農地法3条により貸借している農地の所有権を取得することは可能か
- 21 農地の買取りと売却の権利の行使したい
- 22 耕作している農地を売却したい
- 23 耕作している農地を売却したい
- 24 農地の賃借は可能か
- 25 農地に区分地上権を設定するには
- 26 農地に地役権を設定するには
- 27 農地の賃借に入札して農地の所有権を取得したい
- 28 農地の賃借が決定されている農地を貸すことは可能か
- 29 今般に農地を売却したい
- 30 農地法4条から農地法(農地の転用)
- 31 農地転用の許可と届出の区別と関係は
- 32 農地転用の手続と要件は
- 33 農地転用の手続と要件は
- 34 農地転用の手続と要件は
- 35 農地転用の手続と要件は
- 36 農地転用の手続と要件は
- 37 農地転用の手続と要件は
- 38 農地転用の手続と要件は
- 39 農地転用の手続と要件は
- 40 農地転用の手続と要件は
- 41 農地転用の手続と要件は
- 42 農地転用の手続と要件は
- 43 農地転用の手続と要件は
- 44 農地転用の手続と要件は
- 45 農地転用の手続と要件は
- 46 農地転用の手続と要件は
- 47 農地転用の手続と要件は
- 48 農地転用の手続と要件は
- 49 農地転用の手続と要件は
- 50 農地転用の手続と要件は
- 51 農地転用の手続と要件は
- 52 農地転用の手続と要件は
- 53 農地転用の手続と要件は
- 54 農地転用の手続と要件は
- 55 農地転用の手続と要件は
- 56 農地転用の手続と要件は
- 57 農地転用の手続と要件は
- 58 農地転用の手続と要件は
- 59 農地転用の手続と要件は
- 60 農地転用の手続と要件は
- 61 農地転用の手続と要件は
- 62 農地転用の手続と要件は
- 63 農地転用の手続と要件は
- 64 農地転用の手続と要件は
- 65 農地転用の手続と要件は
- 66 農地転用の手続と要件は
- 67 農地転用の手続と要件は
- 68 農地転用の手続と要件は
- 69 農地転用の手続と要件は
- 70 農地転用の手続と要件は
- 71 農地転用の手続と要件は
- 72 農地転用の手続と要件は
- 73 農地転用の手続と要件は
- 74 農地転用の手続と要件は
- 75 農地転用の手続と要件は
- 76 農地転用の手続と要件は

- 40 具体的な転用計画がある場合、市町村区域の農地の買取り等は可能であるか
- 41 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 42 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 43 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 44 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 45 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 46 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 47 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 48 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 49 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 50 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 51 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 52 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 53 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 54 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 55 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 56 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 57 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 58 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 59 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 60 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 61 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 62 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 63 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 64 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 65 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 66 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 67 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 68 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 69 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 70 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 71 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 72 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 73 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 74 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 75 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は
- 76 農地法3条の許可申請を提出する農地の権利関係は

- 77 遺贈分としての財産の分与とは
- 78 後継者に財産を譲渡するために遺贈分をあらかじめ譲渡させるには
- 79 死亡した農地所有者に相続人がいない場合は
- 80 耕作権を相続した場合の手続は
- 第5章 紛争に関する相談
- 81 共有農地の転用・処分に関する共有者の同意がとれない場合は
- 82 共有者が複数いる農地を単独所有したい
- 83 農地を耕作権取得したい
- 84 所有する農地に農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 85 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 86 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 87 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 88 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 89 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 90 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 91 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 92 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 93 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 94 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 95 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 96 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 97 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 98 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 99 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 100 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 101 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 102 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 103 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 104 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 105 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 106 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 107 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 108 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 109 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 110 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は
- 111 農地法3条の許可申請をしたが不許可になった場合は

改訂版

農業委員・農地利用最適化推進委員必携

農地・農業の法律相談ハンドブック

共著 本木 賢太郎(弁護士・税理士・公認会計士) 他

農地制度・民法の改正等を
反映した最新版!

農業委員及び農地利用最適化推進
委員が相談を受ける事例を具体的に
設定し、関連法令や通知に基づ
いて回答しています。

農地制度に関する基礎知識や農地・
農業に関する税制等、農業委員及び
農地利用最適化推進委員が知って
おくべき知識が網羅されています。

農業委員・農地利用最適化推進委員
だけでなく、農地・農業に携わるすべて
の方にとって必要な基礎知識を
わかりやすく解説しています。



A5判・総頁336頁
定価4,070円(本体3,700円)
送料460円

0120-089-339 受付時間 9:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



※在庫限りで販売終了

総合法令情報機関として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本 (A5判縮小)

12 相続登記未了の現に耕作している農地を貸したい

相談内容

登記名義が亡き祖父である市街化区域外の農地を長年耕作していましたが、高齢のため、貸したいと考えています。祖父やその子どもに当たる私の親は既に亡くなり、私の親には数名の兄弟(叔父・叔母)がいますが、現在は音信不通となっています。また、自分には姉が1人おり、遠方に住んでいます。権利者の過半の同意を得れば、20年間貸借できるとのことですが、難しい状況です。新たな制度ができ、市町村や農業委員会が相続未登記農地の権利者等の探索をし、最終的には耕作者の意思で借を貸すことができるようになったと聞いたのですが、どのような仕組みなのでしょう。

回答

平成30年11月16日施行の平成30年法律23号による農業経営基盤強化促進法の一部改正により、所有権不明農地について、その農地の管理

地をしている相続人の1人、農機に貸し付けることが、ただし、本手続には、必要であり、一定の期間を要しない権利者があつたにかえて認める必要がある。本制度が活用で(農業基盤強化172)。

相談の内容を具体的に示しています。

回答を簡潔にまとめています。

第4章 相続・農地に関する相談 219

72 過言の方式や内容を決める際の留意点を知りたい

相談内容

農業経営者である父が、亡くなった後のことを考慮し過言の作成を検討しています。後々もめ事が生じないような過言書を作成したいのですが、過言の方式や内容を決める際の留意点を教えてください。

回答

過言には自筆証書遺言(第960)、公正証書遺言(第969)、秘密証書遺言(第979)の3種類があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

過言の内容を決める際は、遺言分(77参照)に配慮した内容にしておくことが、相続の争訟化を防ぐ上で重要です。

解説

1 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言の全文、作成日付及び氏名を自書し、押印することで作成する遺言です。作成には証人は不要であり、遺言内容を

細部まで丁寧に解説しています。

第2章 農地に関する相談 35

解説

本ケースにおける本制度の適用方法は、下記のとおりです。

<不通知共有者の探索の要否>

① 農地の貸借を希望する共有者の1人である耕作者が市町村に、権利関係図書の作成(貸借期間は20年以内)を申し出ます(農業基盤強化162)。

↓

② 申請を受けた市町村は、当該農地を農地中間管理機構に貸し、農地利用集積計画を作成します(農業基盤強化172の2)。

↓

③ 市町村は農業委員会に対し不通知共有者の探索を要請します(農業基盤強化172の2)。

↓

④ 要請を受けた農業委員会は不通知共有者の探索を行います(農業基盤強化172の2)。

↓

<農業委員会による探索>(本ケースの場合)

① 法施行より登記事項証明書等の交付を受けて登記名義人を特定す(農業基盤強化172)。

↓

② 登記事項証明書には所有者の登記時の住所が記載されているので、住所地の市町村に住民票(又は戸籍簿)の写しを請求し、

第2章 農地に関する相談 97

38 農作物栽培高度化施設を設置したい

相談内容

花き農家から、花きの施設栽培のために、農地にコンクリートで張った農業用ハウス、いわゆる農作物栽培高度化施設を設置したいと相談を受けました。農作物栽培高度化施設の概要や設置の手続、留意点について教えてください。

回答

農作物栽培高度化施設とは、平成30年11月16日施行の平成30年法律23号による農地法の一部改正により規定された農地として取り扱う農業施設等をいいます。

農地に農作物栽培高度化施設を設置しようとするときは、事前に農業委員会に、農地法43条1項の規定による届出を行い、受理書の交付を受ける必要があります。農作物栽培高度化施設は法上の要件を満たす施設であることが必要です。設置には留意点があります。

解説

1 農作物栽培高度化施設の要件

解説の根拠となる法令や通知を明示しています。

第2章 農地に関する相談 97

⑤ 施設から排水する場合は当該排水の管理者の同意(農地法25の2のロ)

⑥ 周辺農地に係る管理関係に著しい支障が生じないよう(農地法25の2のロ)

例：土砂の流出による周辺農地への影響が想定される場合、土砂の流出防止の措置の設置など

また、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な措置を旨の同意書を提出します(平成30・11・20施行(76第2)の2)

⑦ 農業用施設の設置に必要な行政庁の許可等を受けては受ける見込みであること(農地法25の2のロ)

例：都市計画法に基づく開発許可等

⑧ 当該施設が農作物栽培高度化施設であることを明らかにし、標識の設置等が行われていること(農地法25の2のロ)

⑨ 借り受けている農地に農作物栽培高度化施設を設置し、ときは、当該農地の所有権を有する者の同意があつたこと(同25の2のロ)

貸与の場合、農業委員会への届出の際に同意書を添付(30・11・20施行(76第2)の2)

2 届出の際の農業計画書の添付
当該施設が「専ら農作物の栽培の用に供されるものであ

第6章 税金に関する相談

97 相続税納税猶予制度適用農地は転用ができな

相談内容

父が相続した農地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地があります。本制度の適用を受けるとその農地は転用できないとも聞きますが、制度適用を継続するためにはどのような点に留意したらよいのでしょうか。

回答

相続税納税猶予制度の適用を受けた農地(以下「特例農地」といいます。)、制度適用の継続が不可となる(期間の満了となる)事由があります。この確定事由に当てはまると、制度適用者は、原則、3か月以内に、所轄の税務署に本税に納付書を添付して納付しなくてはなりません(第969条)。

なお、農地転用については、例外を除き、原則、確定事由に該当することになります。

解説

主な確定事由の概要は下記のとおりです(第969条)。

① 特例農地での農業を廃止した場合